

過労死等の防止のための対策（これまでの取組状況等）

大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置

調査研究等

- ・ 労働安全衛生総合研究所における過労死等調査研究センターの設置及び研究等

相談体制の整備等

- ・ 労働条件に係る電話相談の実施
- ・ メンタルヘルスに係るポータルサイトの運営、メール相談窓口の設置

民間団体の活動に対する支援

- ・ 民間団体が主催するシンポジウム等への協力

啓発

- ・ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
- ・ 過重労働解消キャンペーン（労使への協力要請、過重労働解消のためのセミナー等）
- ・ 所定外労働時間の削減等「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策に係る周知・啓発
- ・ 職場のパワーハラスメント対策
- ・ 大学等における労働条件に関するセミナー等
- ・ 労働条件ポータルサイトの設置

長時間労働削減推進本部

(平成26年9月30日設置⇒ 10月1日第1回開催)

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
 - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
 - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 年次有給休暇取得促進期間（10月）を捉えた集中的な広報

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

* 過重労働等撲滅チームの下に、労働基準局及び労働基準監督署の若手職員からなる推進チームを設置。²

過労死等調査研究センターの設置及び研究内容等

過労死等調査研究センターについて

(独)労働安全衛生総合研究所内に、①過労死等の調査研究を実施し、②研究成果の情報を発信し、医学的見地からの防止対策等の推進に資するための組織として新たに過労死等調査研究センターを設置

(平成26年11月1日設置)

過労死等調査研究センターで今後予定している研究

- ・ 過労死等の事例分析
- ・ その他、過労死等の要因及び防止対策のための医学面、保健面からの調査研究

(過労死等防止対策推進法第8条※の調査研究に資するもの)

※過労死等防止対策推進法

第八条 国は、過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析及び提供（以下「過労死等に関する調査研究等」という。）を行うものとする。

2 (略)

※(独)労働安全衛生総合研究所とは、

労働者の安全及び健康を確保するため、労働災害及び職業性疾病の予防等に関する総合的な調査研究を行う日本国内で唯一の機関。本部は東京都清瀬市に所在し、職員数は約100名。

過労死等防止対策推進 シンポジウムを開催します

過労死が起こらない社会になるよう、この機会に考えてみませんか

[主なプログラム]

基調講演：川人 博 弁護士（過労死弁護士全国連絡会議幹事長）

全国過労死を考える家族の会による体験談

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

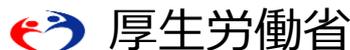
日時 平成26年11月14日（金） 13:30～15:30（開場13:00）

会場 厚生労働省 講堂（低層棟2階）
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館）

- ◆主催：厚生労働省
- ◆協力：過労死等防止対策推進全国センター準備会
全国過労死を考える家族の会
過労死弁護士全国連絡会議
- ◆定員：400名

参加の申し込み：厚生労働省ホームページ・郵便・FAXで受付（参加無料）

お問い合わせ先：厚生労働省 労働基準局総務課 03-5253-1111（内線 5586 シンポジウム担当係）



【最寄り駅】
地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線
「霞ヶ関」駅下車 出口
B3a、B3b（中央合同庁舎第5号館直通地下通路）、
C1

過重労働解消キャンペーンの取組について

11月に以下の取組を実施

① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

- i **相当の時間外労働時間が認められる事業場等**
- ii **過労死等に係る労災請求がなされた事業場**
- iii **労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等(※)**
等を対象に、労働時間、賃金不払残業、長時間労働者に対する面接指導等について確認する**重点監督**を実施。

また、**重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、企業名等を公表。**

※ 法違反を是正しない事業場は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

② 相談体制の強化

- i 11月1日(土)に、フリーダイヤルによる全国一斉の「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施
- ii 9月1日に開設した「**労働条件相談ほっとライン**」により、平日の夜間・休日に、無料電話により、相談を実施。

電話番号：0120-811-610(はい！ろうどう)

⇒ i、iiで受け付けた情報を重点監督に活用。

③ 労使団体への要請

i 本省における要請

10月9日 塩崎厚生労働大臣が、一般社団法人日本経済団体連合会へ要請

10月14日 山本厚生労働副大臣が、日本商工会議所へ要請

高階厚生労働大臣政務官が、全国中小企業団体中央会へ要請

労働基準局長が、日本労働組合総連合会へ要請

ii 都道府県労働局における要請

都道府県労働局の幹部が主要な労使団体への要請を実施。

④ 企業における自主的な過重労働防止対策の推進

○ 過重労働解消のためのセミナー(事業者向け)の実施(11月～12月)

実施期間 11月4日～12月5日

開催地等 全国8カ所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)、計10回開催



所定外労働時間の削減等「働き方」の見直しに向けた 企業への働きかけの実施

【実施状況】

- 労働基準局幹部が**業界のリーディングカンパニー**を訪問
(**9月25日**～、12月16日現在**23社**)
 - * 事業者団体の会合において、労働基準局長から**大手企業等**に対して**協力を要請**
(**11月7日**)
今後も大手企業トップに対して、更なる協力を要請
- 先進的な取組事例等について、**ポータルサイトを活用して情報発信**
(**平成27年1月開設予定**)
- 各都道府県労働局における企業経営陣への働きかけ
(**平成27年1月～全国展開へ**)

年次有給休暇の取得促進

○ 年次有給休暇取得促進期間の実施

【実施状況】

- **10月**を「**年次有給休暇取得促進期間**」とし、全国の労使団体や個別企業労使に対し、来年度の年次有給休暇の計画づくり時期を捉えた集中的な広報（**都道府県、労使団体（221団体）に対する周知依頼、インターネット広告、ポスターの駅貼り広報（940箇所）、メルマガ、雑誌、労働局等による周知**）を実施
- 10月の「年次有給休暇取得促進期間」に引き続き、年末年始における年次有給休暇の取得促進について、**11月～12月**にかけて**集中的に広報**を行う等、切れ目のない休暇取得促進を行う

○ 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

【実施状況】

- 地域において、関係労使、自治体、NPO等が**協議会**を設置。地域の祭り等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の機運**を醸成

静岡県、同島田市・川根本町	8月21日「県民の日」をはじめとする8月の期間
熊本県人吉市	10月9日「おくんち祭」
愛媛県新居浜市	10月15日～18日「新居浜太鼓祭」
埼玉県秩父地域	12月3日「秩父夜祭」本祭

- 平成27年度は**対象地域を拡充**するとともに、好事例集をまとめ、セミナーで**全国の自治体等に発信**予定

過重労働・メンタルヘルス対策に係る周知・啓発

過重労働・メンタルヘルス対策については、厚生労働省において、各事業場における取組方法等を策定し、労働基準監督署等において、その周知、啓発を行っている。

取組方法等の策定

I 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置（通達）

過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、①時間外・休日労働時間の削減、②年次有給休暇の取得促進、③労働時間等の設定の改善、④労働者の健康管理に係る措置の徹底（長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を含む）について、事業者が講ずべき措置を定めたもの

II 労働者の心の健康の保持増進のための指針

事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者のメンタルヘルスケアの原則的な実施方法（衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画、4つのメンタルヘルスケアの推進、メンタルヘルスに関する個人情報保護への配慮等）について定めたもの

これまで実施している啓発活動（取組事例）

- ・ 労働衛生週間の説明会（事業場の労務担当者等が出席）において、労働基準監督署等より事業者に対して取組を勧奨
- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対する取組方法等のセミナーを実施
- ・ 職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において総合的な情報提供を実施

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて

職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議

職場のいじめ・嫌がらせが増加傾向にある現状を踏まえ、その防止・解決に向けて、いじめ・嫌がらせ問題への取組の在り方等について、労使、有識者及び政府による検討を行うため、開催。

ワーキング・グループ

円卓会議のとりまとめに盛り込むべき事項（①現状と取組の必要性、②どのような行為を予防・解決すべきか、③取組の在り方）の論点整理等を行うため、円卓会議の下に設置。

検討経緯：平成23年7月から円卓会議を3回、WGを6回開催し、平成24年3月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。

★円卓会議提言、ワーキング・グループ報告を踏まえ、以下の取組を実施

実態調査

- 企業アンケート等により職場のパワーハラスメント問題の実態把握を行い、予防・解決のための課題の検討等を実施。（平成24年度）

幅広い国民各層向けの周知・広報

- 啓発用ホームページ「あかるい職場応援団」
<http://no-pawahara.mhlw.go.jp/>
の運営・コンテンツの充実（平成24年度～）
- 提言や実態調査結果等を説明したパンフレット等の作成（平成24年度～）
- 雑誌への記事掲載（平成26年度～）

労使の取組の支援

- 職場のパワーハラスメント対策ハンドブックの作成（平成25年度）
- パワーハラスメント対策導入のためのサポートガイドの策定（平成26年度）
- パワーハラスメント対策支援セミナー（平成25年度～）

大学等における労働条件に関するセミナー等

○ 学生のための労働条件セミナーの開催（平成26年10月～平成27年2月）

就職活動中や既に内定している学生などの若者を対象に、働く際に知っておきたい労働基準関係法令に関する基本的な知識を分かりやすく解説

1 誰でも参加できる労働条件セミナー

- ・ 全国8ブロック12都道府県の16会場で開催

2 学内の学生向け労働条件セミナー(大学などが会場)

- ・ 全国8ブロック16都道府県の21会場で開催

○ 都道府県労働局幹部職員による大学等でのセミナー、講義等の実施

労働法制の基礎知識の周知を図ることを通じ、労働者の関係法令の不知による問題事例の発生を未然に防止すること等を目的として、文部科学省の協力を得つつ、都道府県労働局長等の幹部職員が、講師として大学等を訪問し、セミナーや講義等を実施（要望に応じ、高校・中学等でも実施）

【実績】(H24.9～H26.2)

- 実施校数:505校
- 実施回数:626回
- 参加者数:約56,000人（*数値は延べ数）

○ 「知って役立つ労働法」の作成、周知

労働法制の基本的知識をまとめた「知って役立つ労働法」を作成し、学校・企業等で活用できるようHP等において周知

労働条件ポータルサイトの設置 (平成26年11月23日～)

労働条件に関する情報の発信

- 労働条件問題に関する法令・制度
- 労働条件問題に関するQ&A
- 労働条件問題に関する重要な裁判例
- 行政の取組
- 相談機関
- 関連パンフレット・リーフレット等



期待される効果

- 勤めている企業等が行っている雇用管理が労働基準関係法令違反かどうかについて疑問がある場合に、その疑問点の確認を行うことが可能
- 事業主が自ら行っている雇用管理について、労働基準関係法令違反がないか参考にすることが可能
- 労働者及びその家族、事業主及び企業の労務管理担当者等が、労働条件問題に関する最寄りの相談窓口の確認を行うことが可能

労働条件に係る電話相談の実施

① 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

- ・ 本年9月から、平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付け
0120(フリーダイヤル)－811(はい!)－610(労働)
月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00

② 過重労働解消相談ダイヤル

- ・ 本年11月1日(土)に、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を実施

③ 相談受付件数等

相談件数	3,422件	(うち②の過重労働相談解消ダイヤル	280件)
(主な相談内容)			
1 賃金不払い残業	588件	〃	147件)
2 長時間労働・過重労働	444件	〃	178件)

* ①の労働条件相談ほっとラインの9月1日～11月1日分、②の過重労働解消相談ダイヤル(11月1日実施)の相談件数を集計したもの

メンタルヘルスに係るポータルサイトの運営、メール相談窓口の設置

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(平成21年度～)

①職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を実施

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援制度
- 関係行政機関の情報
- 統計情報
- 等

②メール相談窓口の設置 (平成26年度～)

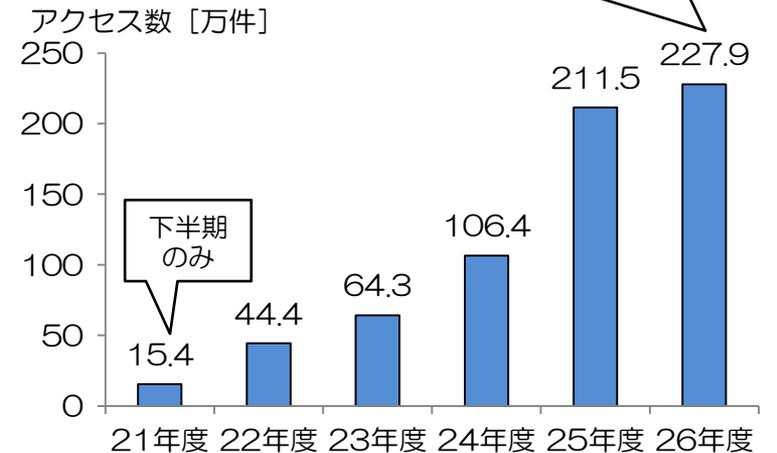
職場における心の健康問題に関する様々な質問・相談に対応するため、メール相談窓口を設け、事業者、産業保健スタッフ、労働者等からの電子メールによる相談に対し、産業カウンセラー等の専門家が対応するサービスを実施している。



<http://kokoro.mhlw.go.jp>

活動実績の推移

アクセス数が年々増加しており、現在、月28.5万アクセス



民間団体の活動に対する支援

○ 民間団体が主催するシンポジウム等への協力

民間団体が主催するシンポジウム等に対し、都道府県労働局による後援、講師派遣などの協力を実施

(実績等)

18都道府県において、19回開催されたシンポジウムに協力(11月30日までの実績)

* 開催都道府県数、回数には、労働局が主催したシンポジウムに民間団体が協力した事例も含む。

過労死等防止対策推進全国センター*の結成総会に厚生労働省から出席

* 過労死防止基本法制定実行委員会を発展的に解消して発足